

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠

東京都千代田区神田練塀町三番地

（変更後） 東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一

東京都千代田区神田練塀町三番地

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

ニ 届出年月日

令和四年六月二十日

二 縦覧期間

令和四年六月二十八日から令和四年十月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月二十八日から令和四年十月二十八日まで

ロ 意見書提出先

